



金 沢 市 公 報

号外第7号

平成31年(2019年)3月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 (こども政策推進課)	10
● 条 例		○金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例 (景観政策課)	19
○金沢市歴史的建築物の現状変更の規制及び保存のための措置に関する条例 (歴史都市推進課)	1	○金沢市長土塀青少年交流センター条例 (生涯学習課)	24
○金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例 (長寿福祉課)	7		

条 例

金沢市歴史的建築物の現状変更の規制及び保存のための措置に関する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第1号

金沢市歴史的建築物の現状変更の規制及び保存のための措置に関する条例

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 保存建築物の登録等 (第3条—第6条)
- 第3章 保存建築物等に関する制限
 - 第1節 現状変更の規制 (第7条・第8条)
 - 第2節 保存のための措置 (第9条—第14条)
- 第4章 雑則 (第15条—第18条)
- 第5章 罰則 (第19条—第22条)

附則

- 第1章 総則 (趣旨)

第1条 この条例は、歴史的な価値を有する建築物について、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第1項第3号の規定に基づく保存建築物として保存及び活用を図るため、当該建築物に対する現状変更の規制及び保存のための措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 対象建築物 次のいずれかに該当する建築物をいう。

- ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により有形文化財として登録された建築物
 - イ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
 - エ 石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第4条第1項の規定により石川県指定有形文化財として指定された建築物
 - オ 金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）第5条第1項の規定により金沢市指定文化財として指定された建築物
 - カ 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号）第3条第2項第2号の規定により伝統的建造物として決定された建築物
 - キ 金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）第12条第1項の規定によりこまちなみ保存建造物として登録された建築物
 - ク 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第35条第1項の規定により保存対象物等として指定された建築物
 - ケ アからクまでに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める建築物
- (2) 移築 建築物を他の敷地に移して新築することをいう。
- (3) 増築等 建築物の増築、改築、移転、移築若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替をいう。
- (4) 保存建築物 対象建築物のうち、第4条第1項の規定による登録を受けたものをいう。
- (5) 保存対象敷地 保存建築物が存する敷地（当該保存建築物の移築をする場合にあっては、移築後の敷地）をいう。

第2章 保存建築物の登録等

（所有者による登録の申請）

第3条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第3条第1項第3号の規定による指定を必要とするときは、市長に対し、当該対象建築物を保存建築物として登録することを申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を定めた当該対象建築物の保存及び活用に係る計画（以下「保存活用計画」という。）を策定し、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該対象建築物の名称及び概要
- (2) 当該対象建築物が存する敷地（当該対象建築物の移築をする場合にあっては、移築後の敷地。第7号及び次項において同じ。）の所在、地番及び当該敷地の属する用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）の区分（当該敷地が、用途地域の定められている土地の地域に属する場合に限る。）
- (3) 当該対象建築物の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第3項及

び第6条第3項において同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(4) 当該対象建築物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等に係る工事の内容

(5) 当該対象建築物の安全性に関する事項

(6) 当該対象建築物の維持管理に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が当該対象建築物の良好な保存及び活用並びに当該対象建築物が存する敷地の周辺の環境の保全を図るために必要があると認める事項

3 第1項の規定による申請をしようとする者は、その者以外に当該対象建築物が存する敷地について所有権又は借地権を有する者がいるときは、あらかじめ、当該申請の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

(保存建築物の登録等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該対象建築物の保存及び活用を図るために法第3条第1項第3号の規定による指定を受ける必要があり、かつ、当該対象建築物に係る保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該対象建築物を保存建築物登録簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、金沢市建築審査会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、その旨を保存建築物の所有者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、その旨を公告するとともに、保存対象敷地及び当該保存対象敷地内に存する建築物の位置その他規則で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

5 第1項の規定による登録は、前項の規定による公告によりその効力を生じる。

6 保存建築物の所有者は、第4項の規定による公告があったときは、当該保存建築物について、法第3条第1項第3号の規定による指定を受けるための必要な手続をとるものとする。

(登録事項の変更)

第5条 保存建築物の所有者は、保存活用計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長に対し、前条第1項の保存建築物登録簿に登録された事項の変更(以下「変更登録」という。)を申請しなければならない。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の規定による」とあるのは「変更登録の」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容が当該保存建築物の保存及び活用を図るために必要であり、かつ、変更後の保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、変更登録をすることができる。

4 前条第2項から第5項までの規定は、変更登録について準用する。

(登録の抹消)

第6条 市長は、保存建築物について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

当該保存建築物の登録を抹消しなければならない。

- (1) 法第3条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に該当するに至ったとき。
 - (2) 滅失、毀損その他の事由によりその登録の理由が消滅したとき。
- 2 市長は、保存建築物について、公益上の理由その他の特別な理由があると認めるときは、その登録を抹消することができる。
 - 3 市長は、前2項の規定により保存建築物の登録を抹消したときは、その旨及びその理由を公告するとともに、当該抹消された保存建築物の所有者に通知するものとする。
 - 4 市長は、前項の規定による公告をしたときは、当該保存建築物について、法第3条第1項第3号の規定による指定の解除に関し、必要な措置を講じなければならない。

第3章 保存建築物等に関する制限

第1節 現状変更の規制

(増築等の許可等)

第7条 保存対象敷地内において増築等をしようとする者又は保存建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、保存活用計画の内容と異なるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該保存建築物の保存のために必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第1項の許可の申請に係る行為が、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要するものであるときは、当該申請又は通知をしようとする日までに当該許可を受けなければならない。
- 5 第1項の許可に係る工事は、当該許可を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(完了検査)

第8条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同項の工事が完了した日から4日以内に市長に到達するようにならなければならない。ただし、申請をしなかったことについて規則で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に市長に到達するようにならなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請を受け付けた日から7日以内に、当該申請に係る保存建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による検査をした場合において、同項の保存建築物が当該許可の

内容に適合していることを認めるときは、その旨を第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

第2節 保存のための措置

(所有者の管理義務等)

第9条 保存建築物の所有者は、保存活用計画に従って、当該保存建築物の保存及び活用を図らなければならない。

2 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の管理に関する責任者（以下「保存管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により保存管理責任者を選任したときは、保存建築物の所有者は、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任したときも、同様とする。

4 第1項の規定は、保存管理責任者について準用する。

5 保存建築物の所有者に変更があったときは、新たに所有者となった者は、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

6 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所その他規則で定める事項を変更したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(記録の作成及び保存)

第10条 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、定期的に当該保存建築物の維持管理の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(報告等の聴取)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、保存建築物の所有者、管理者、占有者若しくは保存管理責任者又は建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、当該保存建築物の現状若しくは管理又は第7条第1項の許可に係る工事の計画若しくは施工の状況に関して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(管理に関する助言、勧告及び命令)

第12条 市長は、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物を管理するために必要な助言を行うことができる。

2 市長は、保存建築物の構造若しくは建築設備又は保存対象敷地の管理が適当でないため当該保存建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該保存建築物若しくは当該保存対象敷地の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

(監督処分)

第13条 市長は、この条例の規定又は第7条第3項の条件に違反した保存建築物又は保存対象敷地内の保存建築物以外の建築物（以下この条及び第17条第1項において「保存建

築物等」という。)の建築主、当該保存建築物等に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。次項において同じ。)若しくは現場管理者又は当該保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、工事の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、建築物の外観の変更、除却、移転、移築、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 2 市長は、この条例の規定又は第7条第3項の条件に違反することが明らかな増築等の工事中の保存建築物等については、緊急の必要があつて金沢市行政手続条例(平成8年条例第41号)第13条第1項に規定する意見陳述のための手続をとることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該保存建築物等の建築主又は当該工事の請負人若しくは現場管理者に対して、当該工事の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

(権利義務の承継)

第14条 所有者の変更により新たに保存建築物の所有者となった者は、当該保存建築物に関しこの条例の規定により市長が行った助言、勧告又は命令その他の処分による当該所有者でなくなった者の権利及び義務を承継する。

第4章 雑則

(建築物の設計及び工事監理)

第15条 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)、第3条の2第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)又は第3条の3第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

- 2 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計1級建築士(同法第10条の2の2第4項に規定する構造設計1級建築士をいう。以下この項において同じ。)の構造設計(同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下この項において同じ。)又は当該保存建築物が構造関係規定(同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。)に適合することを構造設計1級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

- 3 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

(消防長の意見の聴取)

第16条 市長は、第4条第1項の規定による登録、第5条第3項の変更登録又は第7条第1項の許可をしようとする場合においては、消防長に意見を聴くことができる。

(調査、検査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、保存対象敷地若しくは保存建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により調査、検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査、検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 罰則

第19条 第13条第1項又は第2項前段の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けないで、保存対象敷地内において増築等をし、又は保存建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をした者

(2) 第7条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者

(3) 第8条第2項又は第3項に規定する期限内に同条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

(4) 第11条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(5) 第12条第3項又は第13条第2項後段の規定による市長の命令に違反した者

第21条 第17条第1項の規定による調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、100,000円以下の罰金に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第2号

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づき、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難支援等 避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会、法第2条の2第2号に規定する自主防災組織、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団その他の避難支援等の実施に携わる関係者で規則で定めるものをいう。
- (4) 名簿情報 避難行動要支援者名簿に記載され、又は記録された情報をいう。

(避難行動要支援者の範囲)

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者であって、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5であるもの
- (2) 75歳以上の者のみの世帯に属する者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次のア又はイに掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「等級表」という。）に規定する障害の区分に応じ、当該ア又はイに定める等級表の級別の障害を有する者
ア 視覚障害、聴覚障害、上肢障害又は体幹障害 1級又は2級
イ 下肢障害 1級、2級又は3級
- (4) 石川県が発行する療育手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度の表示記号その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者であって、その障害の程度の表示記号がAであるもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、高齢者、障害者、乳幼児その他の災害が発生し、又は発

生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると自ら申し出て市長の認定を受けたもの

- (6) 前各号に掲げる者のほか、高齢者、障害者、乳幼児その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると避難支援等関係者が届け出て市長の認定を受けたもの

(避難行動要支援者名簿の作成)

第4条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

- 3 市長は、避難行動要支援者名簿に記載され、又は記録された事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

- 2 前項の規定による名簿情報の提供は、規則で定める方法により本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）の同意を得た上で行わなければならない。ただし、本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

- 3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

(名簿情報の取扱いに関する協定)

第6条 市長は、前条第1項の規定により名簿情報の提供をしようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

- 2 市長は、前項の協定の内容が遵守されていることを確認するため必要があると認めるときは、当該協定の相手方から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第7条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿情

報被提供者」という。)は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8条 名簿情報被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 名簿情報被提供者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において、第3条の避難行動要支援者に該当し、法第49条の10の規定に基づいて市長が作成した避難行動要支援者名簿(以下「旧名簿」という。)に記載されている者は、この条例の施行の日以後において第4条第1項の規定により市長が作成する避難行動要支援者名簿に記載するものとする。
- 3 この条例の施行前に第5条第1項の規定による名簿情報の提供に相当する旧名簿の名簿情報の提供について本人の同意を得た場合においては、第5条第2項の本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。
- 4 第3条第5号又は第6号の認定、第5条第2項の同意を得る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第3号

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

(趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)の認定の要件に関しては、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(施設の類型)

第3条 認定こども園は、次のいずれかに該当する施設でなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する施設（以下「幼稚園型認定こども園」という。）であること。

ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所（以下「保育所型認定こども園」という。）であること。

(3) 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設（以下「地方裁量型認定こども園」という。）であること。

(職員の配置)

第4条 認定こども園には、職員として次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

子どもの区分	員 数
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満1歳以上満2歳未満の子ども	おおむね6人につき1人（保育所型認定こども園にあっては、おおむね5人につき1人）
満2歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人（保育所型認定こども園にあっては、おおむね15人につき1人）
満4歳以上満5歳未満の子ども	おおむね30人につき1人（保育所型認定こども園にあっては、おおむね25人につき1人）
満5歳以上の子ども	おおむね30人につき1人

2 認定こども園は、教育時間相当利用児（満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様

に1日に4時間程度利用するものをいう。)並びに教育及び保育時間相当利用児(満3歳以上の子どもであって、保育所と同様に1日に8時間程度利用するものをいう。以下同じ。)に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

(職員の資格)

第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下「保育士登録」という。)を受けている者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状又は同条第4項に規定する臨時免許状をいう。以下同じ。)を有し、かつ、保育士登録を受けている者とする。ただし、幼稚園の教員免許状を有し、かつ、保育士登録を受けている者を置くことが困難である場合は、幼稚園の教員免許状を有する者又は保育士登録を受けている者とする事ができる。

3 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とする事が困難であるときは、保育士登録を受けている者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士登録を受けている者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録を受けている者とする事が困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士登録を受けることに向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とする事ができる。

5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

(施設設備)

第6条 認定こども園の園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

2 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第12条において読み替えて準用する金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第45条第3項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を

- 2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって第12条において読み替えて準用する同条例第45条第3項第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。
- 3 前項ただし書に規定するもののほか、同項本文の規定にかかわらず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合においては、園舎が耐火建築物であり、かつ、子どもの待避上必要な設備を備えるときは、保育室等を2階に設けることができる。
- 4 第2項ただし書の場合において、幼稚園型認定こども園の3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の子どもの保育の用に供するものでなければならない。
- 5 法第3条第3項に規定する連携施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることとする。ただし、次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、この限りでない。
- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- 6 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存の保育所又は保育機能施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第8項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、第8項本文及び第13項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学 級 数	面 積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 7 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 8 前項の保育室又は遊戯室の面積は、次の各号に掲げる施設の種類の区分に応じ、当該各号に定める面積以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第6項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
- (1) 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園 満2歳以上の子ども1人につき保育室又は遊戯室2平方メートル
- (2) 保育所型認定こども園 満2歳以上の子ども1人につき保育室2平方メートル及び遊戯室2平方メートル（当該地域と保育所型認定こども園との関わりを考慮して市長

が特に必要があると認めるときにあつては、1平方メートル)

9 第7項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学 級 数	面 積 (平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

10 前項の規定にかかわらず、既存の保育所又は保育機能施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、同項第1号の基準を満たすときは、同項第2号の基準を満たすことを要しない。

11 第9項の規定にかかわらず、既存の幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、同項第2号の基準を満たすときは、同項第1号の基準を満たすことを要しない。

12 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を当該認定こども園の付近にある次に掲げる要件の全てを満たすと認められる適当な場所に代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 第9項から前項までの規定による屋外遊戯場の基準を満たす場所であること。

13 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第7項の規定により設けるものとされる施設設備に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室又はほふく室の面積は、次の各号に掲げる施設の種類の区分に応じ、当該各号に定める面積以上でなければならない。

- (1) 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園 満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル
- (2) 保育所型認定こども園 満2歳未満の子ども1人につき5平方メートル(当該地域と保育所型認定こども園との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるときにあつては、3.3平方メートル)

(食事)

第7条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、次に掲げる要件を満たすと認められる場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
 - (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、前条第7項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 3 前項前段の規定は、満1歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもに対する食事の提供については、適用しない。

(教育及び保育の内容)

第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づくものであること。
- (2) 前号に定めるもののほか、法第3条第2項及び第4項の規定に基づき主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に定められた教育及び保育の内容に基づくものであること。

(保育者の資質の向上等)

第9条 認定こども園は、次に掲げる事項に留意し、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等を図らなければならない。

- (1) 子どもの教育及び保育に従事する者は、自らその資質の向上に努めることが重要であること。
- (2) 指導計画の作成、教材の準備、研修等に必要な時間を確保するため、午睡の時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置等の様々な工夫を行うこと。

- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士登録を受けている者との相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園の長を含めた職員の研修について、認定こども園内外における適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、研修の機会を確保できるよう、勤務体制等に配慮すること。
- (5) 認定こども園の長は、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること。
(子育て支援事業)

第10条 認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通じて保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するとともに、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組を行うよう努めること。
- (2) 子育て支援事業の実施に当たっては、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を高め、その専門性及び資質の向上を図るとともに、地域の子育てを支援するボランティア、特定非営利活動法人及び関係機関と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活用すること。
(管理運営等)

第11条 認定こども園は、1人の認定こども園の長を置き、一体的な管理運営を行わなければならない。この場合において、幼稚園型認定こども園のうち第3条第1号イに掲げるものにおいては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置き、又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねるものとする。

- 2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。
- 3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。
- 4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。
- 5 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 6 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、耐震、防災、防犯等の体制を整えなければならない。
- 7 認定こども園は、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行

うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入することにより、補償の体制を整えなければならない。

8 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

9 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第12条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第6項、第7条、第19条第2項及び第45条第3項の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第6項、第7条第2項及び第3項並びに第19条第2項	入所している者	子ども
第45条第3項	前2項に掲げるもののほか、乳児室	乳児室
	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第45条第3項第2号	施設又は設備	設備
第45条第3項第3号	施設及び設備	設備
第45条第3項第6号	乳幼児	子ども

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に石川県の認定を受けている幼稚園型認定こども園の施設設備については、増築又は改築等建物の構造を変更するまでの間、第6条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

2 施行日の前日において現に石川県の認定を受けている幼稚園型認定こども園に係る第6条第8項第1号及び第13項第1号の規定の適用については、増築又は改築等建物の構造を変更するまでの間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第8項第1号	2平方メートル	1.98平方メートル

第6条第13項第1号	子ども1人につき3.3平方メートル	子どものうちほふくしない子ども1人につき乳児室1.65平方メートル及びほふくする子ども1人につきほふく室3.3平方メートル
------------	-------------------	---

- 3 施行日の前日において現に保育所（平成25年4月1日において現に存していた保育所（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造の変更をしたものを除く。）に限る。）を設置している者が、当該保育所の設備を用いて施行日の前日において現に石川県の認定を受けている場合における保育所型認定こども園に係る第6条第8項第2号及び第13項第2号の規定の適用については、増築又は改築等建物の構造を変更するまでの間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第8項第2号	保育室2平方メートル及び遊戯室2平方メートル（当該地域と保育所型認定こども園との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるときにあっては、1平方メートル）	保育室又は遊戯室1.98平方メートル
第6条第13項第2号	子ども1人につき5平方メートル（当該地域と保育所型認定こども園との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるときにあっては、3.3平方メートル）	子どものうちほふくしない子ども1人につき乳児室1.65平方メートル及びほふくする子ども1人につきほふく室3.3平方メートル

- 第3条 施行日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園の設備を用いて幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合における当該幼稚園型認定こども園の施設設備については、増築又は改築等建物の構造を変更するまでの間、第6条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

- 2 施行日の前日において現に幼稚園又は保育機能施設を設置している者が、当該幼稚園又は保育機能施設の設備を用いて幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合における当該幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園に係る第6条第8項第1号及び第13項第1号の規定の適用については、増築又は改築等建物の構造を変更するまでの間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第8項第1号	2平方メートル	1.98平方メートル

第6条第13項第1号	子ども1人につき3.3平方メートル	子どものうちほふくしない子ども1人につき乳児室1.65平方メートル及びほふくする子ども1人につきほふく室3.3平方メートル
------------	-------------------	---

- 3 施行日の前日において現に保育所（平成25年4月1日において現に存していた保育所（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造の変更をしたものを除く。）に限る。）を設置している者が、当該保育所の設備を用いて保育所型認定こども園の認定を受ける場合における当該保育所型認定こども園に係る第6条第8項第2号及び第13項第2号の規定の適用については、増築又は改築等建物の構造を変更するまでの間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第8項第2号	保育室2平方メートル及び遊戯室2平方メートル（当該地域と保育所型認定こども園との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるときにあっては、1平方メートル）	保育室又は遊戯室1.98平方メートル
第6条第13項第2号	子ども1人につき5平方メートル（当該地域と保育所型認定こども園との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるときにあっては、3.3平方メートル）	子どものうちほふくしない子ども1人につき乳児室1.65平方メートル及びほふくする子ども1人につきほふく室3.3平方メートル

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第4号

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 美しい眺望景観の形成（第7条—第14条）
- 第3章 眺望景観形成協定（第15条・第16条）
- 第4章 支援（第17条）
- 第5章 雑則（第18条）

附則

- 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の起伏のある地形がもたらす恵まれた自然、歴史的な街並み、新たな都市空間などから形づくられ、周辺の景観その他の環境と調和した眺望景観（以下「美しい眺望景観」という。）の形成について、市、市民、事業者及び公共施設等管理者の責務を明らかにするとともに、美しい眺望景観の形成のための基本となる事項等を定めることにより、これらの者が一体となって、美しい眺望景観の形成を図り、もって本市の個性と魅力を磨き高めるとともに、市民共通の貴重な財産として後代に継承することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 美しい眺望景観の形成 美しい眺望景観を保全し、又は創出することをいう。
- (2) 眺望景観 特定の地点から眺めることができる区域の景観その他の環境のことをいう。
- (3) 公共施設等管理者 道路、河川、用水、公園等の公共空間又は公共施設（以下「公共空間等」という。）を設置し、又は管理する者をいう。
- (4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 工作物 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第2条第3号に規定する工作物をいう。
- (6) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (7) 屋外照明設備 金沢市における夜間景観の形成に関する条例（平成17年条例第58号）第2条第3号に規定する屋外照明設備をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、美しい眺望景観の形成を図るための計画の策定等の必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう努めるとともに、美しい眺望景観の形成に関する市民等の意識の高揚を図る等の必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、第1項の施策の実施に当たっては、公共施設等管理者の意見が反映されるよう努めるとともに、その理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 4 市は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、美しい眺望景観の形成について協力を要請しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、第1条の目的を達成するため、美しい眺望景観が市民共通の貴重な財産であることを認識し、相互に連携及び協力をして、美しい眺望景観の形成に自ら努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第1条の目的を達成するため、美しい眺望景観が市民共通の貴重な財

産であることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、美しい眺望景観の形成に努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

(公共施設等管理者の責務)

第6条 公共施設等管理者は、第1条の目的を達成するため、公共空間等の整備が美しい眺望景観の形成に先導的な役割があることを認識し、美しい眺望景観の形成に配慮した当該整備に努めなければならない。

2 公共施設等管理者は、必要があると認めるときは、市及び市民等に対し、美しい眺望景観の形成について協力を要請することができる。

第2章 美しい眺望景観の形成

(眺望点の指定)

第7条 市長は、美しい眺望景観の形成を図るため、憩いとやすらぎをもたらす場所として多くの市民に親しまれ、かつ、次の各号のいずれかに該当する眺望景観を享受することができる地点を眺望点として指定することができる。

(1) 山並みへの眺め(河川及びこれに沿った街並み並びにこれらの背景にある山並み等によって一体的に構成される眺望景観をいう。)

(2) 見下ろしの眺め(台地、城跡等から一定の広がりをもった街並みを見下ろす眺望景観をいう。)

(3) 通りの眺め(通りの街並み及び通りの先の背景によって一体的に構成される眺望景観をいう。)

(4) 見晴らしの眺め(公園、緑地等から当該公園、緑地等及びこれらの背景にある自然の広がりを見渡す眺望景観をいう。)

2 市長は、前項の規定により眺望点を指定しようとするときは、あらかじめ金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第46条の金沢市景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により眺望点を指定しようとするときは、金沢市屋外広告物等に関する条例(平成7年条例第58号)第36条第1項の金沢市屋外広告物審議会(以下「屋外広告物審議会」という。)の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定により眺望点を指定するときは、その旨及びその地点を告示しなければならない。

5 第2項から前項までの規定は、眺望点の指定を解除し、又はその地点を変更する場合について準用する。

(眺望景観形成区域の指定)

第8条 市長は、眺望点からの美しい眺望景観の形成のために必要な区域を眺望景観形成区域(以下「形成区域」という。)として指定することができる。この場合において、形成区域は、眺望点からの見え方、距離等に応じて、近景形成区域及び中遠景形成区域又はそのいずれかの区域に指定するものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、形成区域を指定する場合又はその指定を解除し、若しくはその区域を変更する場合について準用する。

(眺望景観形成基準)

第9条 市長は、前条第1項の規定により形成区域を指定したときは、形成区域ごとにお

ける美しい眺望景観の形成を図るための基準として、眺望景観形成基準（以下「形成基準」という。）を定めるものとする。

2 形成基準には、形成区域ごとに次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。

(1) 美しい眺望景観の形成に関する基本的な事項

(2) 建築物及び工作物（広告物及び広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）に係るものを除く。以下「建築物等」という。）の規模、位置、色彩、意匠及び形態に関する事項

(3) 緑化に関する事項

(4) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠及び表示の方法に関する事項

(5) 屋外照明に関する事項

(6) 公共空間等に関する事項

(7) その他市長が必要があると認める事項

3 市長は、形成基準のうち前項第4号に掲げる事項について定めようとする場合又は当該事項に係る基準を廃止し、若しくは変更しようとする場合は、あらかじめ屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

4 前項に定めるもののほか、第7条第2項から第4項までの規定は、形成基準を定める場合又はその基準を廃止し、若しくは変更する場合について準用する。

（行為の制限）

第10条 形成区域内において、次に掲げる行為をしようとする者の当該行為は、形成基準に適合するものでなければならない。ただし、航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令又は条例の規定により義務付けられたものの実施に係る行為その他市長が特に認める行為については、この限りでない。

(1) 建築物等の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更

(4) 屋外照明設備の設置又は改良

（行為の届出等）

第11条 形成区域内において、前条各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、これらの規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、これらの規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめその旨を市長に通知しなければならない。

4 市長は、前項後段の規定による通知があった場合において、美しい眺望景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関等に対し、形

成基準に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。

5 次に掲げる行為については、第1項、第2項及び第3項後段の規定は、適用しない。

(1) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第7項第1号及び第2号に掲げる行為

(2) 景観法施行令（平成16年政令第398号）第10条第3号及び第4号に掲げる行為

(3) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(4) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、美しい眺望景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

(5) 規則で定める工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(6) 木竹の伐採で規則で定めるもの

(7) 屋外照明設備の設置又は改良で規則で定めるもの

(8) 前条各号に掲げる行為で規則で定めるもの

（助言、指導又は勧告）

第12条 市長は、形成基準に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為に関し形成基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合においては、景観審議会又は金沢市屋外広告物等に関する条例第37条の2第1項の金沢市屋外広告物審査会の意見を聴くことができる。

（報告等）

第13条 前条第1項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

（美しい眺望景観の形成に重大な影響を及ぼすおそれのある行為）

第14条 市長は、形成区域内において、次に掲げる行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

(1) 形成基準に定められていない事項に係る行為で、市長が美しい眺望景観の形成に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるもの

(2) その他市長が美しい眺望景観の形成に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める行為

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

第3章 眺望景観形成協定

（協定の締結）

第15条 形成区域内に存する土地、建築物等又は広告物等の所有者又はこれらについて使用することができる権利を有する者は、その相互において美しい眺望景観の形成を図るための協定を締結することができる。

(眺望景観形成協定の認定)

第16条 市長は、前条の協定で、その内容が美しい眺望景観の形成に寄与すると認めるものを眺望景観形成協定として認定することができる。

第4章 支援

第17条 市長は、形成区域内における美しい眺望景観の形成を図るため必要があると認めるときは、技術的な支援をし、又は予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

2 市長は、市民等による美しい眺望景観の形成のための活動に対して、必要な支援をすることができる。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部を次のように改正する。
目次中「眺望景観の保全等」を「保存対象物の指定等」に、「第1節 眺望景観の保全(第27条―第34条)」を「第1節 削除」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 保存対象物の指定等

第4章第1節を次のように改める。

第1節 削除

第27条から第34条まで 削除

第35条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定により保存対象物等を指定しようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第40条第1項第1号中「又は眺望景観保全基準」を削り、同条第2項中「第27条第2項」を「第35条第2項」に改める。

3 第7条第1項の規定による眺望点の指定、第8条第1項の規定による形成区域の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市長土堀青少年交流センター条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第5号

金沢市長土堀青少年交流センター条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、次代を担う青少年の主体的な学び並びに青少年相互及び青少年と他の世代との交流を促進することを通じて、健全で活力に満ち、創造性豊かな青少年の育成を

図るため、交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢市長土堀青少年交流センター

(2) 位置 金沢市長町3丁目3番3号

(事業)

第3条 金沢市長土堀青少年交流センター（以下「交流センター」という。）は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 青少年の主体的な学びを促進するための事業の企画及び実施に関すること。

(2) 青少年相互及び青少年と他の世代との交流を促進するための事業の企画及び実施に関すること。

(3) 青少年及び青少年団体（青少年の健全な育成を図ることを目的とする団体をいう。以下同じ。）の活動の支援に関すること。

(4) 青少年に関する情報の収集及び提供に関すること。

(5) 交流センターの施設及び設備の提供に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 交流センターに、所長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第5条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(交流活動室等の使用の対象者)

第7条 交流センターの交流活動室、プレイルーム、多目的室、調理実習室、和室、音楽活動室、学習室、大集会室又は控室（以下「交流活動室等」という。）を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するもので、交流活動室等において交流センターの設置の目的に適合する活動を行うもの（以下「活動団体」という。）とする。

(1) おおむね5人以上の団体で、構成員の過半数が市内に居住し、勤務し、又は在学する6歳から30歳までの青少年であるもの

(2) 市内を主たる活動の場とする青少年団体

(特別の使用)

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、活動団体の利用に支障がない限りにおいて、交流活動室等を活動団体以外のものに使用させることができる。

(使用の承認)

第9条 交流活動室等を使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の使用の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流活動室等の使用を承認しないものとする。

(1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。

(3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他教育委員会が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第11条 教育委員会は、第9条の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交流活動室等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める交流活動室等の使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、活動団体が使用するときは、使用料を徴収しない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第15条 交流センターを利用する者は、交流センターの建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 交流活動室等の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 この条例の施行の日から平成31年9月30日までの間における第12条第1項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表（附則第3項関係）

使用時間区分 区分	午 前 (午前9時から正午まで)	午後A (午後1時から午後3時まで)	午後B (午後3時から午後5時まで)	夜間A (午後5時から午後7時まで)	夜間B (午後7時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)
交流活動室	1,940円	1,290円	1,290円	1,290円	1,290円	7,100円
プレイルーム	960円	640円	640円	640円	640円	3,520円
多目的室	950円	620円	620円	620円	620円	3,430円
調理実習室	800円	540円	540円	540円	540円	2,960円
和室	760円	490円	490円	490円	490円	2,720円
音楽活動室	650円	430円	430円	430円	430円	2,370円
学習室 1	840円	560円	560円	560円	560円	3,080円
学習室 2	860円	570円	570円	570円	570円	3,140円
学習室 3	860円	570円	570円	570円	570円	3,140円
大集会室	3,540円	2,370円	2,370円	2,370円	2,370円	13,020円
控室	220円	160円	160円	160円	160円	860円

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表（第12条関係）

使用時間区分 区分	午 前 (午前9時から正午まで)	午後A (午後1時から午後3時まで)	午後B (午後3時から午後5時まで)	夜間A (午後5時から午後7時まで)	夜間B (午後7時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)
交流活動室	1,990円	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円	7,230円
プレイルーム	980円	650円	650円	650円	650円	3,580円
多目的室	970円	630円	630円	630円	630円	3,490円
調理実習室	810円	550円	550円	550円	550円	3,010円
和室	770円	500円	500円	500円	500円	2,770円
音楽活動室	650円	440円	440円	440円	440円	2,410円
学習室 1	850円	570円	570円	570円	570円	3,130円
学習室 2	870円	580円	580円	580円	580円	3,190円
学習室 3	870円	580円	580円	580円	580円	3,190円

大 集 会 室	3,620円	2,410円	2,410円	2,410円	2,410円	13,260円
控 室	230円	160円	160円	160円	160円	870円

摘要 この表の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

平成31年(2019年)3月25日 印刷
平成31年(2019年)3月25日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄